

改正案

現行

（新設）

（金庫の名称について準用する会社法の読替え）
 第一条の二 法第八条第三項において金庫の名称について会社法（平成十七年法律第八十六号）第八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句
第八条第二項	読み替える字句
	事業上
	事業上

（新設）

（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）
 第一条の三 法第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する事項を電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）

（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲）
 第一条の四 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時ににおける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第一条の七において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。

2 法第三十二条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時ににおける総額及び合計額とする。

3 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は法第三十二条第四項第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び第一条の七において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。

4 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四

（新設）
 第一条の二 法第三十四条第四項第一号に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時ににおける預金及び定期積金の総額（以下この条及び次条において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない労働金庫とする。
 2 法第三十四条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時ににおける総額及び合計額とする。
 3 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は法第三十四条第四項第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び次条において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。
 4 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四

十三年法律第八十六号) 第二条第四項に規定する転換をいう。第一条の七において同じ。) 後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合) においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十二条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(監事について準用する会社法の読替え)

第一条の五 法第三十七条の五において監事について会社法第三百八十三条第一項及び第三百八十三条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一条	取締役(会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与)	理事
第三百八十三条第二項	第三百六十六条第一項 ただし書	労働金庫法第三十九条第四項において準用する第三百六十六条第一項ただし書

(新設)

(代表理事について準用する会社法の読替え)
第一条の六 法第三十七条の七第二項において代表理事について会社法第三百五十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十四条の見出し	読み替えられる字句	読み替える字句
表見代表取締役	表見代表取締役	表見代表理事

(会計監査人の監査を要しない労働金庫の範囲)

第一条の七 法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金等総額が二百億円に達しない労働金庫とする。

2 法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定については、第一条の四第二項後段の規定を準用する。

3 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円未満又は百分の十未満となった場合(当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。) においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第四十一条の二第一項に規定する労働金庫に該当するものとみなす。

4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円

十三年法律第八十六号) 第二条第四項に規定する転換をいう。次条において同じ。) 後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合) においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十四条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

(新設)

第一条の三 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金等総額が二百億円に達しない労働金庫とする。

2 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定については、前条第二項後段の規定を準用する。

3 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円未満又は百分の十未満となった場合(当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。) においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。

4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円

以上かつ百分の十以上となつた場合（転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第四十一条の二第一項に規定する労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（会計監査人について準用する会社法の読替え）

第一条の八 法第四十一条の三において会計監査人について会社法第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十五条第一項	選任若しくは解任又は辞任	選任、解任若しくは不再任又は辞任
第三百九十六条第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）を

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二条 法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五条から第六条まで、第八条から第十四条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（第五条の二第二項並びに第六条第二項及び第三項において「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。

（債券の募集等に関する法令の適用）

第三条の二 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、地方財政法施行令（昭和三十三年政令第二百六十七号）第一条の二第二項第十一号、日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第六項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働

以上かつ百分の十以上となつた場合（転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（新設）

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二条 法第五十六条第二項（法第六十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（第五条から第六条まで、第八条から第十一条までにおいて「銀行法」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。

（債券の募集等に関する法令の適用）

第三条の二 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条本文、地方財政法施行令（昭和三十三年政令第二百六十七号）第一条の二第二項第十一号、日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第六項その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

2 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働

金庫連合会を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「労働金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。

3 (略)

(金融庁長官及び厚生労働大臣の認可を要しない事業の譲渡又は譲受け)

第四条 法第六十二条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡又は譲受けとする。

一〜三 (略)

(金庫の解散及び清算について準用する会社法の読替え)

第四条の二 法第六十七条の規定において金庫の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「清算株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「清算人会設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人	代表清算人
第四百九十四条第二項	電磁的記録	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)
第四百九十六条第二項第四号	電磁的方法	電磁的方法(労働金庫法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)
第四百九十七条第一項	次の各号に掲げる清算株式会社において、清算人は、当該各号に定める	清算金庫においては、清算人は、第四百九十五条第二項の承認を受けた

金庫連合会を同法第五条第一項の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。この場合において、同法第六条本文中「銀行事業」とあるのは「労働金庫連合会ノ業務」と読み替えるものとする。

3 法第五十八条の二第五項に規定する業務に関しては、社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)第一条第一項第二号(同令第十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、労働金庫連合会を同号の規定により主務大臣が指定することができる会社とみなす。

(金融庁長官及び厚生労働大臣の認可を要しない事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受け)

第四条 法第六十二条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の譲受けとする。

(金庫の整理について準用する商法等の規定の読替え)

第四条の二 法第六十六条の規定において金庫の整理について商法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一条第一項	取締役、監査役	理事、監事
第三百八十二条	本店及支店	主たる事務所及従たる事務所
第三百八十六条	取締役又ハ監査役	理事又ハ監事
第三百八十七条第一項	第一号及至第三号	第一号、第三号
第三百八十七条第二項及び第三百八十九条	取締役又監査役	理事又監事
第三百九十条第一項	取締役、監査役及支配人	理事又ハ監事
第三百九十一条第二項、第三百九十七条第二項及び第三百九十八条第二項	取締役	理事

2 法第六十六条の規定において金庫の整理について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

(清算人について準用する会社法の読替え)

第四条の三 法第六十八条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主(監査役設置会社にあつては、監査役)	監事
第三百六十条第一項	株式を有する株主	会員である者
第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	労働金庫法第三十七条の七第一項
第四百三十条(見出しを含む。)	役員等	清算人又は監事

(登記の嘱託について準用する会社法の読替え)

第四条の四 法第八十一条第一項の規定において金庫の設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)(の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)	本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)	主たる事務所

2 法第八十一条第二項の規定において金庫の出資一口の金額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号二に係る部

(新設)

第三百三十五条ノ二十四	本店	主たる事務所
第三百三十五条ノ三十五第一項及び第三百三十五条ノ三十八第一項	本店及び支店	主たる事務所及び従たる事務所
第三百三十五条ノ四十七	取締役又は監査役	理事又は監事

(新設)

分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百三十七条第一項(第一号二に係る部分に限る。)	読み替えられる字句 本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)	読み替える字句 主たる事務所
--	---	-------------------

3) 法第八十一条第三項の規定において金庫の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)	読み替えられる字句 第九百三十条第二項各号	読み替える字句 労働金庫法第七十八条第二項各号
--	--------------------------	----------------------------

4) 法第八十一条第四項の規定において金庫の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百三十七条第四項	読み替えられる字句 第九百三十条第二項各号	読み替える字句 労働金庫法第七十八条第二項各号
---------------------------	--------------------------	----------------------------

(金庫の登記について準用する商業登記法の読替え)

第四条の五 法第八十九条の規定において金庫の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定を準用する場合には、同法の規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「商号」とあるのは「商号又は名称」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える商業登記法の規定 第七十一条第三項	読み替えられる字句 会社法第四百七十八条第一項第一号	読み替える字句 労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号
---------------------------	-------------------------------	---

(新設)

第八十二条第三項	第八十条又は前条	労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百八十三条第四項
		労働金庫法第八十七条又は第八十八条

(適用除外)

第四条の六 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該金庫の子会社(法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次条において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ〜ハ (略)

ニ 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第三十二条第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権(同項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)を保有するもの

ホ〜ト (略)

二 (略)

2 (略)

3 法第三十二条第六項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4〜12 (略)

(銀行法を準用等をする場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し	営業	事業

(適用除外)

第四条の三 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該金庫の子会社(法第三十四条第四項に規定する子会社をいう。次条において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ〜ハ (略)

ニ 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権(法第三十四条第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権(同項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)を保有するもの

ホ〜ト (略)

二 (略)

2 (略)

3 法第三十四条第六項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4〜12 (略)

(銀行法を準用等をする場合の読替え)

第七条 法第九十四条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し	営業の免許	事業の免許
第四条第四項	前二項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは	公益上必要があると認めるときは
第一項		労働金庫法(昭和二十八年法律第二百

第十四条の二第二号	第三章及び第四章	第十九条第二項、第二十一条第二項及び第二十六条
第二十一条第三項	電磁的記録	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)
第二十一条第四項	電磁的方法	電磁的方法(労働金庫法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)
第二十四条第二項	次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項	次項並びに次条第二項及び第五項

認に対する同法第三百六十九条第一項(取締役会の決議)

第十五条の見出し	営業時間	業務取扱時間
第十五条	営業時間	業務取扱時間
第十六条	内閣府令	内閣府令・厚生労働省令
第十九条第一項及び第二項	営業所	内閣府令・厚生労働省令
第十九条第三項	営業年度	事務所
第二十一条第一項及び第二項	これらの報告書	事業年度
第二十一条第三項	内閣府令	当該報告書
第二十四条第二項	内閣府令	内閣府令・厚生労働省令
第二十五条第一項	営業所	事業年度
第二十六条第二項	内閣府令・財務省令	内閣府令・厚生労働省令
第三十四条第一項、第三項及び第四項	営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の全部の譲受け	内閣府令・厚生労働省令・財務省令
	株主総会の決議(商法第二百四十五条ノ五(簡易な営業の譲受けの手続)(第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。)の規定により商法第二百四十五条第一項(営業の譲渡又は譲受け等)の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受	総会の決議

第三十四条第一項	株主総会の決議（会社法第 四百六十八条（事業譲渡等 の承認を要しない場合）の 規定により同法第四百六十 七条第一項（事業譲渡等の 承認等）の決議によらずに 事業の全部の譲受けを行う 場合には、取締役会の決議 又は執行役の決定）	総会の決議（労働金庫法第六十二条第二 項ただし書の規定により総会の決議に よらずに事業の全部の譲受けを行う場 合には、理事会の決議）
第三十四条第三項	第五十七条	労働金庫法第九十一条の四第一項
第三十五条第一項	同項の各別の 同条各号	同項各号
第三十六条の見出し	同項の各別の 株主総会若しくは取締役会 の決議又は執行役の決定 決議又は決定	第一項の各別の 総会又は理事会の決議 決議
第三十六条第一項	会社分割又は事業 会社分割により事業の全部 若しくは一部を承継させ、 又は事業の全部若しくは	事業 事業の全部又は
第三十六条第二項	第五十七条第一号	労働金庫法第九十一条の四第一項第一 号
第三十七条第一項	銀行業	金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫

第三十五条第一項	当該事業の全部の譲渡又は譲受け の決議又は決定	決議
第三十六条の見出し	当該譲受け又は事業の全部 の譲受け	当該事業の全部の譲渡又は譲受け
第三十六条第一項	営業 信用金庫等 事業 株主総会若しくは取締役会 の決議又は執行役の決定 決議又は決定	事業 銀行 営業 総会の決議 決議
第三十六条第一項	分割又は営業 分割により営業の全部若し くは一部を承継させ、又は 営業の全部若しくは一部を 譲渡したときは	事業の全部又は一部を譲渡したとき は
第三十七条第一項	銀行業	労働金庫又は労働金庫連合会（以下 「金庫」と総称する。）の事業の一部
第三十七条第三項	株主総会 第二十七条	総会 労働金庫法第九十五条
第三十八条	第四条第一項 内閣府令 営業所	同法第六条 内閣府令・厚生労働省令 事業所
第四十四条第一項	第四条第一項	労働金庫法第六条
第四十五条	当該銀行のあつた会社	当該金庫
第四十六条第一項	当該会社 清算手続、破産手続、再生 手続、整理手続、更生手続 又は承認援助手続	当該金庫 清算手続、破産手続、再生手続、整理 手続、金融機関等の更生手続の特例等 に関する法律（平成八年法律第九十五 号）の規定による更生手続又は承認援 助手続

第一号		をいう。)の事業の一部
第四十四条第四項	銀行法	労働金庫法
第四十五条第七項 第一号	会社法第四百七十五条第二号又は第三号	労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条第二号
第四十五条第八項	会社法	労働金庫法第六十七条において準用する会社法
第四十六条第一項	清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続	清算手続、破産手続、再生手続又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続
第五十六条第一号	第二十七条	労働金庫法第九十五条第一項
第五十六条第二号	第二十七条又は第二十八条	労働金庫法第九十五条
第五十六条第三号	第四十一条第四号	労働金庫法第三十条第一号
第五十七条の五第一号	第四条第一項	同法第六条
第五十七条の五第二号	第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項	又は労働金庫法第九十五条第一項
第五十七条の五第三号	第二十七条又は第二十八条	労働金庫法第九十五条
	第四条第一項	同法第六条

2 法第九十四条第四項の規定において銀行法を準用する場合には、同法の規定中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・厚生労働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十六条(第四号から第九号までを除く。)	第二十七条	労働金庫法第九十五条
第五十七条の二第一号	第二十七条又は第二十八条	労働金庫法第九十五条
第五十七条の二第二号	第四十一条第四号	労働金庫法第三十条第一号
第五十七条の二第三号	第二十七条	労働金庫法第九十五条
第五十七条の二第四号	第二十七条又は第二十八条	労働金庫法第九十五条
	第四条第一項	同法第六条

2 法第九十四条第四項の規定において銀行法を準用する場合には、同法の規定中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・厚生労働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)	(略)	(略)
第五十二條の四十四第二項	預金者等の定期積金等	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の定期積金	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の定期積金	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の定期積金
第五十二條の五十一第二項	電磁的記録	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)
第五十二條の五十一第一項	電磁的方法	電磁的方法(同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)	電磁的方法(同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)	電磁的方法(同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)
		<p>3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二十条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同法の下欄に掲げる字句とする。</p>		

		読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)	(略)	(略)
第五十二條の四十四第二項	預金者等の定期積金等	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の定期積金	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の定期積金	預金者又は定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。)の定期積金
第五十二條の五十一第一項	営業年度	営業年度	営業年度	事業年度
第五十二條の五十一第二項	電磁的記録	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)	電磁的記録(労働金庫法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。)
第五十二條の五十一第一項	電磁的方法	電磁的方法(同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)	電磁的方法(同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)	電磁的方法(同法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。)
		<p>3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二十条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同法の下欄に掲げる字句とする。</p>		

			定する電磁的方法をいう。
(略)	(略)	(略)	
(都道府県が処理する事務)			
<p>第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫並びに一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含み、その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に關するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第三十一条の規定による認可（定款及び業務の方法の軽微な変更に係るもので、内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四十八条の規定による認可</p> <p>二 二九 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>			

(略)	(略)	(略)	
(都道府県が処理する事務)			
<p>第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫並びに一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）を含み、その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に關するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第三十三条第一号及び第二号の規定による認可（定款及び業務の方法の軽微な変更に係るもので、内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに法第三十六条第一項ただし書及び第四十八条の規定による認可</p> <p>二 二九 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>			